

収支報告書

令和5年分

(ふりがな)

1 政治団体の名称
自由民主党奈良県とくわやま支部2 主たる事務所の所在地
奈良市柳川一丁目5番4号3 代表者の氏名
山田 良清4 会計責任者の氏名
佐藤 幸信

事務担当者の氏名

佐藤 幸信

(電話) 017-781-0358

(電話) _____

(電話) _____

※この報告書の内容等について連絡する場合がありますので、担当者名、電話番号を必ずご記入ください。

※この欄は記入しないでください。

資産

有・無



政治団体の区分		
<input type="checkbox"/> 政党	党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項
<input checked="" type="checkbox"/> 政党的支部		の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体		(令和 年月日開催分)
		<input type="checkbox"/> その他の政治団体
		<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	国会議員関係政治団体の区分
<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項
<input checked="" type="checkbox"/> 無	第1号に係る国会議員関係政治団体
公職の種類 _____	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項
資金管理団体の届出をした	第2号に係る国会議員関係政治団体
者 の 氏 名 _____	公職の候補者
	の 氏 名 _____
	公職の種類 _____

資金管理団体の指定の期間(注2)	国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間(注2)
令和 年 月 日から	令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで	令和 年 月 日まで

- (注)
- 該当する「□」に「レ」を記入してください。
 - 資金管理団体の指定の期間、国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間については、当該年中に新たに指定・適用及び取消をした団体のみ記載してください。
 - 記載に当たっては「政治資金収支報告書記載例」をご覧ください。



収支の状況

(その2)
1 収支の総括表

収入総額	十億	百万	千	円
(前年からの繰越額)			270	005
(本年の収入額)			178	300
支出総額			191	705
翌年への繰越額			136	000

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金額	十億	百万	千	円
員			58	000

(注)1 金額は、合計金額を記載してください。
 2 員数は、党費又は会費を納入した者の実人数を記載してください。

(2) 寄附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金額	備考
(ア) 個人からの寄附		
〔うち特定寄附〕		
(イ) 法人その他の団体からの寄附		
(ウ) 政治団体からの寄附	120 000	/
小計 ((ア)+(イ)+(ウ))	120 000	/
〔寄附のうち寄附のあつせんによるもの〕		
イ 政党匿名寄附		
合計 (ア+イ)	120 000	/

(注) 「寄附」による収入がある場合は、(その7) の記載が必要です。

(その7)

(1, 2, 3のいずれかに○をつけてください)

(7) 寄附の内訳

(注) 1 寄附者の氏名・住所等は正確に記載してください。
例：「(株)○○社(△△支店)」

2 寄附した者ごとに名寄せしてください。

3 年間合計金額が5万円を超えるものは、

3 年間合計金額が3万円を超えるものは、個別に記載してください。
4 「政治資金収支報告書記載例」を参考に記載して下さい。

4 「政治資金収支報告書記載例」を参考に記載してください。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項 目		金 額					備 考
		十億	億	百万	千	円	
1 経常経費	(1) 人件費				6	5	500
	(2) 光熱水費				1	1500	
	(3) 備品・消耗品費				1	5005	
	(4) 事務所費				1	4300	
	小 計				10	6305	/
2 政治活動費	(1) 組織活動費				6	8000	-
	(2) 選挙関係費						
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費				1	7400	-
	ア 機関紙誌の発行事業費						
	イ 宣伝事業費						
	ウ 政治資金パーティー開催事業費						
	エ その他の事業費				1	7400	/
	(4) 調査研究費						
	(5) 寄附・交付金						
	(6) その他の経費						
	小 計				8	5500	/
	合 計				19	1705	(注) 「政治資金収支報告書記載例」を参考に記載してください。

(その15)

(注)1 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

2 「政治資金収支報告書記載例」を参考に記載してください。

1

(その15)

(注)1 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

2 「政治資金収支報告書記載例」を参考に記載してください。

(その17)

資 产 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金銭信託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有価証券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(注) 1 有無について「□」に「レ」を記入してください。

2 資産等が「有」の場合、資産等の項目別に(その18)に記載してください。

3 「政治資金収支報告書記載例」を参考に記載してください。

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従つて作成したものであつて、真実に相違ありません。

令和 6 年 6 月 6 日

政治団体の名称 自由民主党 青森県立委員会 支部

会計責任者の氏名 佐藤 幸信 

代表者の氏名 _____

（代表者の氏名は、解散に伴う収支報告書についてのみ記載してください。）

- （備考） 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。